

◎原子爆弾被爆者に対する援護に関する

る法律の一部を改正する法律

(平成二〇年六月一八日法律第七八号)(衆)

一、提案理由(平成二〇年六月五日・衆議院本会議)

○茂木敏充君 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、在外被爆者の高齢化が進み、被爆者健康手帳を取得するために来日することが身体的にも困難な状況になっていることにかんがみ、国内に居住地及び現在地を有しない在外被爆者であっても、被爆地の都道府県知事に被爆者健康手帳の交付を申請することができるものとするものであります。

また、政府は、在外被爆者への医療費の支給及び在外被爆者に係る原爆症の認定申請のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずるものとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

す。

本案は、六月四日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二〇年六月一日)

○岩本司君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案は、国外において被爆者健康手帳の交付を希望する者の実情にかんがみ、国内に居住地及び現在地を有しない者が国外において被爆者健康手帳の交付を申請することができるようにしようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を便宜一括議題とし、提出者である衆議院厚生労働委員長茂木敏充君から趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律